

インタフェース仕様書解説書
都道府県編

平成15年10月

改訂履歴

・平成15年4月「インタフェース仕様書解説書 都道府県編」に対する改訂履歴

No.	ページ	項番	改定前	改定後
1	2	(5)	項番26「特別地域加算の有無」～項番58「障害者生活支援体制の有無」及び項番65「時間延長サービス体制」～項番68「夜勤体制の有無」の体制等状況項目については、項番18「サービス種類コード」と項番24「施設等の区分コード」の組合せにより設定する体制等状況項目が決定する。	項番26「特別地域加算の有無」～項番58「障害者生活支援体制の有無」及び項番65「時間延長サービス体制」～項番76「言語聴覚士の欠員による減算の状況の有無」の体制等状況項目については、項番18「サービス種類コード」と項番24「施設等の区分コード」の組合せにより設定する体制等状況項目が決定する。
2		(6)	項番48「医師の欠員による減算の状況の有無」～項番54「介護従業者の欠員による減算の状況の有無」は該当する全ての欠員状況を設定する。	項番48「医師の欠員による減算の状況の有無」～項番54「介護従業者の欠員による減算の状況の有無」及び項番76「言語聴覚士の欠員による減算の状況の有無」は該当する全ての欠員状況を設定する。
3	3	(14)		複数の保険者に登録されている基準該当事業所の場合は、同一の訪問介護員数等を全ての市町村分の情報に対して設定する。
4	10	77 78		以下の項目を追加 介護支援専門員数（専従の常勤者） 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
5	10 -1	79 80 81 82 83 84 85 86 87		以下の項目を追加 介護支援専門員数（兼務の常勤者） 介護支援専門員数（兼務の非常勤者） 訪問介護サービス提供責任者数 訪問介護員数（専従の常勤者） 訪問介護員数（専従の非常勤者） 訪問介護員数（兼務の常勤者） 訪問介護員数（兼務の非常勤者） 訪問介護員数（常勤換算後の人数） 利用定員数
6	12			：「介護支援専門員数（専従の常勤者）」、「介護支援専門員数（専従の非常勤者）」、「介護支援専門員数（兼務の常勤者）」及び、「介護支援専門員数（兼務の非常勤者）」の条件付き未入力関連検査。「サービス種類コード」が“43（居宅支援）”以外の場合に設定されていないこと。

No.	ページ	項番	改定前	改定後
7				<p>：「訪問介護サービス提供責任者数」、「訪問介護員数（専従の常勤者）」、「訪問介護員数（専従の非常勤者）」、「訪問介護員数（兼務の常勤者）」、「訪問介護員数（兼務の非常勤者）」及び、「訪問介護員数（常勤換算後の人数）」の条件付き未入力関連検査。</p> <p>「サービス種類コード」が“11（訪問介護）”以外の場合に設定されていないこと。</p>
8				<p>：「利用定員数」の条件付き未入力関連検査。</p> <p>「サービス種類コード」が“21（短期生活）”、“22（短期老健）”、“23（短期医療）”、“32（痴呆対応）”、“33（特定施設）”、“51（福祉施設）”、“52（老健施設）”、“53（医療施設）”以外の場合に設定されていないこと。</p>

1.1.2 事業所異動連絡票情報（基本情報）

- (1) 項番3「異動区分コード」は事業所の開設時等、新規に届けられた場合のみ“1：新規”とする。既に届けられた内容について国保連合会とのインタフェースに関わる項目について変更があった場合には“2：変更”とする。事業の廃止等、提供するサービスの全てについて廃止する場合には“3：終了”とする。
- (2) 項番6「事業所所在地市町村番号」はサービスを実施する事業所が複数の所在地に分かれる場合、主たる事業所の所在する市町村の番号を設定する。
- (3) 項番12「申請（開設）者電話番号」及び項番13「申請（開設）者FAX番号」は1～12桁以内の全角文字以外で設定する。編集形式は問わない（“-“、“/”、“(“、“)””等の編集可能）

1.1.3 事業所異動連絡票情報（サービス情報）

- (1) 項番2「異動年月日」は基本情報の新規の異動年月日以降の日を設定する。
「新規基本情報の異動年月日 当該サービス情報の異動年月日」となること。
- (2) 項番3「異動区分コード」は事業所の開設時や新たにサービス及び指定番号が追加された場合のみ“1：新規”とする。既に届けられた内容について国保連合会とのインタフェースに関わる項目について変更があった場合には「2：変更」とする。当該サービスの提供を廃止及び指定番号を廃止する場合は「3：終了」とする。
- (3) 項番16「事業所電話番号」及び項番17「事業所FAX番号」は1～12桁以内の全角文字以外で設定する。編集形式は問わない（“-“、“/”、“(“、“)””等の編集可能）
- (4) 項番22「事業廃止年月日」は項番3「異動区分コード」が「3：終了」の場合のみ設定する。「3：終了」以外で設定した場合は当該項目のエラーとなる。
- (5) 項番26「特別地域加算の有無」～項番58「障害者生活支援体制の有無」及び項番65「時間延長サービス体制」～項番76「言語聴覚士の欠員による減算の状況の有無」の体制等状況項目については、項番18「サービス種類コード」と項番24「施設等の区分コード」の組合せにより設定する体制等状況項目が決定する。インタフェース仕様書の「サービス種類コードと体制等状況の関係」でサービス種類と施設等の区分に対応した印の体制等状況項目は項番3「異動区分コード」が「1：新規」の場合は必須項目となる。
- (6) 項番48「医師の欠員による減算の状況の有無」～項番54「介護従業者の欠員による減算の状況の有無」及び項番76「言語聴覚士の欠員による減算の状況の有無」は該当する全ての欠員状況を設定する。

- (7) 項番 5 9 「生活保護法による指定の有無」は当該事業所が生活保護法による介護機関の指定を受けている場合は、指定を受けているサービス毎に設定する。
- (8) 項番 6 0 「地域区分コード」は当該事業所が所在する地域の地域区分コードを設定する。地域区分が異なる所在地で一部サービスを実施する場合は、該当サービス事業所の所在する地域区分コードを設定する。
- (9) 項番 6 1 「登録保険者番号」は当該事業所を登録した市町村のコードを設定する。
- (1 0) 項番 6 1 「登録保険者番号」は項番 3 「異動区分コード」が “ 2 : 変更 ” または “ 3 : 終了 ” の場合においても、当該基準該当等事業所にかかわる登録保険者 (市町村) を特定する為に設定する必要がある。
- (1 1) 項番 7 7 「予備 0 9 」 ~ 項番 8 8 「予備 2 0 」は体制等状況項目の予備項目として使用する。サービス種類コードに対応した使用方法が決定するまでは何も設定しない。
- (1 2) 基準該当事業所の情報は、同じサービス種類であっても登録されている市町村数分の情報を作成する必要がある。

※複数の保険者に登録されている基準該当事業所情報の作成方法

A 事業所	2000/04/01	基準該当事業所	・ ・			基本情報
A 事業所	2000/04/01	訪問介護	a 保険者	2000/04/10	・ ・	サービス情報
A 事業所	2000/04/01	訪問介護	b 保険者	2000/04/12	・ ・	サービス情報
A 事業所	2000/04/01	訪問介護	c 保険者	2000/04/20	・ ・	サービス情報

- (1 3) 複数サービスの指定を受けている事業所の一部のサービスを廃止する場合は、廃止するサービス情報のみ「終了」として異動情報を作成する。
全てのサービスを廃止する場合は基本情報と全てのサービス情報について「終了」の異動情報を作成する。
- (1 4) 複数の保険者に登録されている基準該当事業所の場合は、同一の訪問介護員数等を全ての市町村分の情報に対して設定する。

連番	項目名	キー	項目別妥当性								項目間関連		
			0 1	0 2	0 3	0 4	0 5	0 6	0 7	0 8	0 1	0 2	0 3
			必須項目検査	数値検査	半角条件検査	全角条件検査	日付妥当性検査	コード検査	特殊検査	範囲検査	項目関連検査	数値比較検査	日付比較検査
5 3	介護支援専門員の欠員による減算の状況の有無												
5 4	介護従業者の欠員による減算の状況の有無												
5 5	感染対策指導管理の有無												
5 6	重症皮膚潰瘍指導管理の有無												
5 7	薬剤管理指導の有無												
5 8	障害者生活支援体制の有無												
5 9	生活保護法による指定の有無												
6 0	地域区分コード												
6 1	基準該当登録保険者番号	主キー							*4				
6 2	基準該当受領委任の有無		*5										
6 3	基準該当登録開始年月日		*5										
6 4	基準該当登録終了年月日		*6										
6 5	時間延長サービス体制												
6 6	個別リハビリテーション提供体制												
6 7	居住費対策												
6 8	夜間ケアの有無												
6 9	リハビリテーション機能強化の有無												
7 0	個別リハビリテーション提供体制（総合リハビリテーション施設）の有無												
7 1	個別リハビリテーション提供体制（理学療法）の有無												
7 2	個別リハビリテーション提供体制（理学療法）の有無												
7 3	個別リハビリテーション提供体制（作業療法）の有無												
7 4	個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法）の有無												
7 5	個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法）の有無												
7 6	言語聴覚士の欠員による減算の状況の有無												
7 7	介護支援専門員数（専従の常勤者）												
7 8	介護支援専門員数（専従の非常勤者）												

連番	項目名	キー	項目別妥当性								項目間関連		
			0 1	0 2	0 3	0 4	0 5	0 6	0 7	0 8	0 1	0 2	0 3
			必須項目検査	数値検査	半角条件検査	全角条件検査	日付妥当性検査	コード検査	特殊検査	範囲検査	項目関連検査	数値比較検査	日付比較検査
7 9	介護支援専門員数（兼務の常勤者）												
8 0	介護支援専門員数（兼務の非常勤者）												
8 1	訪問介護サービス提供責任者数												
8 2	訪問介護員数(専従の常勤者)												
8 3	訪問介護員数（専従の非常勤者）												
8 4	訪問介護員数(兼務の常勤者)												
8 5	訪問介護員数（兼務の非常勤者）												
8 6	訪問介護員数（常勤換算後の人数）												
8 7	利用定員数												

(2) 項目間関連検査の説明

- :「事業休止年月日」及び「事業再開年月日」の条件付き未入力関連検査
「異動区分コード」が“1(新規)”の場合に設定されていないこと。
- :「事業廃止年月日」及び「基準該当・登録終了年月日」の条件付き未入力関連検査
「異動区分コード」が“1(新規)”又は“2(変更)”の場合に設定されていないこと。
- :「施設等の区分コード」のコード組合せ検査
「サービス種類コード」と「施設等の区分コード」の組合せを検査する。
- :「人員配置区分コード」のコード組合せ検査
「サービス種類コード」及び「施設等の区分コード」と「人員配置区分コード」の組合せを検査する。
- :上記以外の体制等状況のコード組合せ検査
「サービス種類コード」、「施設等の区分コード」及び「人員配置区分」と体制等状況項目の組合せを検査する。
- :「基準該当登録事業所」の場合の関連検査
基準該当登録保険者番号が設定されている場合の関連項目の必須検査
- :「事業開始年月日」、「事業休止年月日」、「事業再開年月日」、「事業廃止年月日」の日付が以下の関係であること。
「事業開始年月日」<「事業休止年月日」<「事業再開年月日」<「事業廃止年月日」
- :「事業再開年月日」の条件付き入力関連検査
「事業再開年月日」の設定は、前履歴若しくは当該履歴の「事業休止年月日」が設定されていること。
- :「異動区分コード」が“3(終了)”の場合、「基準該当登録開始年月日」と「基準該当登録終了年月日」が以下の関係であること。
「基準該当登録開始年月日」<「基準該当登録終了年月日」

- :「介護支援専門員数(専従の常勤者)」、「介護支援専門員数(専従の非常勤者)」、「介護支援専門員数(兼務の常勤者)」及び、「介護支援専門員数(兼務の非常勤者)」の条件付き未入力関連検査
「サービス種類コード」が“43(居宅支援)”以外の場合に設定されていないこと。

- :「訪問介護サービス提供責任者数」、「訪問介護員数(専従の常勤者)」、「訪問介護員数(専従の非常勤者)」、「訪問介護員数(兼務の常勤者)」、「訪問介護員数(兼務の非常勤者)」及び、「訪問介護員数(常勤換算後の人数)」の条件付き未入力関連検査
「サービス種類コード」が“11(訪問介護)”以外の場合に設定されていないこと。

- :「利用定員数」の条件付き未入力関連検査
「サービス種類コード」が“21(短期生活)”、“22(短期老健)”、“23(短期医療)”、“32(痴呆対応)”、“33(特定施設)”、“51(福祉施設)”、“52(老健施設)”、“53(医療施設)”以外の場合に設定されていないこと。